湯沢市水道施設運転管理等業務委託業者選定委員会要領

第１　設置

湯沢市水道施設運営管理等業務委託について、プロポーザル方式による受注候補者の決定を厳正かつ公正に行うため、湯沢市水道施設運営管理等業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第２　所掌事務

１　実施要領、要求水準書、評価基準書に関すること。

２　参加資格者審査、企画提案書審査に関すること。

３　受注候補者の決定に関すること。

４　その他必要な事項。

第３　組織

委員会は、委員５人以上で組織し、次に掲げる者のうちから湯沢市上下水道事業管理者が委嘱する。

（１）建設部長

（２）上下水道課長

（３）業務経験がある上下水道課以外の職員

（４）その他関係課職員

（５）地方公営企業の運営等に優れた識見を有する外部の者

（６）前５号に掲げるもののほか、湯沢市上下水道事業管理者が必要と認める者

第４　任期

委員の任期は、委嘱の日から受注候補者を決定するまでとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第５　委員長

　　１　委員会に委員長を１人置き、委員長は建設部長とする。

２　委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

３　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

第６　会議

１　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

第７　委員の責務

１　委員は中立かつ誠実に審査を行わなければならない。

２　委員は、審査の過程において知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、湯沢市及び委員会が公表した情報については、この限りでない。

第８　庶務

委員会の庶務は、建設部上下水道課において処理する。

第９　委任

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

この要領は、令和６年４月30日から施行する。